明示的一部請求で請求棄却または一部請求棄却判決を受けた場合の残部請求の可否

規範

1 【既判力】

明示的一部請求の場合、訴訟物は訴求債権のうち請求部分となった部分に限られ、残部は訴訟物とはならない。既判力(114 条 1 項)は「主文に包含するもの」、すなわち訴訟物の範囲でしか生じないため、残部については既判力が生じない。

2 【信義則】

一部請求を全部または一部棄却する判決が確定した後に残部請求の訴えを提起することは、前訴を実質的に蒸し返しているといえるから、特段の事情がない限り信義則（2 条）上許されない。

Point

- 既判力が生じない点は指摘する。
- 既判力では遮断されない場合でも信義則上許されない場合がある。
- 特段の事情が認められたとされる事例として、最判平成 20 年 7 月 10 日（H20 重判－民訴 7）がある。別の損害費目に関する請求をした事例が挙げられる。この事例は、そもそも「数量的一部請求」には当たらないとする理解、特段の事情があるという理解が考えられる（同重判解説）が、試験対策上はどちらでも構わない。

過去問（司法）：H25
過去問（予備）：H24,R4